

(第3編)

第3章 口頭審理裁判の開催

第1節 討議の公開

第680条 口頭審理裁判における討議は、公開される。さもないと、無効となる。ただし、次条の規定を害しない。

(本条の最終改訂。2015年)

第681条 ① (一人制裁判所) 裁判官または(合議制)裁判所は、職権で、または、当事者のいずれかの請求により、当事者の意見を聞いて、裁判行為の全部または一部、または、そのセッションの全部または一部を非公開で行うよう取り決めることができる。これは、安全または公の秩序の理由もしくは出廷者の基本的権利、特に被害者のプライバシー権および被害者またはその家族に対する正当な敬意の適切な保護がそう要求するとき、または、裁判の通常の流れから発生する可能性のある被害者への重大な危害を防止する必要があるときである。それにもかかわらず、裁判官または裁判所の長は、事件に特別な利益があることを証明する者の出廷を許可することができる。前述の制限は、第707条の規定を害することなく、検察庁、犯罪により負傷した者、被告人、私人訴追人、民事原告およびそれぞれの弁護人には適用されない。

② 同様に、被害者とその家族のプライバシーを保護するために、以下の措置の採用を取り決めることができる：

a) 被害者の身元に関する情報、直接的または間接的に身元を特定できるデータ、あるいは、保護のその必要性を裁定するために評価された個人的事情の頒布または公開の禁止。

b) 被害者またはその家族の画像の取得、頒布または公開の禁止。

③ いずれにしても、未成年被害者、特別な保護を必要とする障害のある被害者および本法第3条に規定される性的暴力の犯罪被害者の身元に関する情報、同様に、直接的または間接的にその身元を特定できるデータ、または、保護のその必要性を裁定するために評価された個人的事情の頒布または公開は禁止され、同様に、被害者またはその家族の画像の取得、頒布または公開は禁止される。

(本条の最終改訂。2022年)

第682条 裁判官または裁判所は、当事者の意見を聞いた上で、裁判のセッションでの視聴覚通信メディアの持ち込みを制限でき、また、裁判のセッションの秩序と当事者およびその他出廷者の基本的権利を、特に被害者のプライバシー権および被害者またはその家族に対する正当な敬意、あるいは、訴訟の通常の流れから生じる可能性のある被害者への重大な危害を防止する必要性を維持するために不可欠である場合、審理の全部または一部の録音を禁止することができる。これらの目的のために、次のことができる：

- a) 特定の証拠調べ行われているときの音声または画像の録音・録画を禁止する、または、どの訴訟手続または行為が録音・録画でき、放送できるか決定する。
- b) 出廷したなんらかの者の画像の撮影および放送を禁止する。
- c) 被害者、証人または専門家あるいは裁判に出廷するその他の者の身元を明らかにすることを禁止する。

(本条の最終改訂。2015年)

第2節 裁判長の権能

第683条 裁判長は、弁護人の弁護活動に必要な自由を制限することなく、不適切かつ真相解明につながらない議論が行われないう留意して討議を指揮する。

第684条 裁判長は、セッション中の秩序を維持または回復するために、また、裁判所およびその他の公権力に対する正当な敬意を維持するために必要なすべての権能を有する。そのため、犯罪を構成しない違反、または、法律に特別な懲戒が規定されていない違反を、直ちに5,000ペセタから25,000ペセタの罰金を科して懲戒できる。

裁判長は、秩序を妨害するすべての者に秩序を守るよう命令する、そして、適切と判断した場合には、法廷から退去させることができる。ただし、前条で言及される罰金を害しない。

また、セッション中に違反した者を直ちに拘留するよう取り決めることができ、管轄裁判所の処分に付する。

軍人を含め、口頭審理裁判に出廷するすべての者は、立場を問わず、裁判長の懲戒権に服する。犯罪を構成する行為により秩序を乱した場合、法廷から追放され、管轄当局に引き渡される。

第685条 尋問を受ける者、または、裁判所に発言する者は全員、起立して行わなければならない。

検察官、当事者の弁護人および裁判長が特別な理由でこの義務を免除する者は除外される。

第686条 (起立の) 承認または不承認の態度を取ることは禁止される。

第687条 被告人が不適切な行動で秩序を乱し、裁判長の警告や法廷内から退去させるという警告にも関わらずその行為を続けた場合、裁判所は被告人をセッションの一定期間または全期間追放するよう決めることができる。セッションはその者の不在時にも継続される。

第3節 口頭審理裁判における証拠調べの実施方法

第1款 被告人および民事責任を負う者の自白

第688条 セッション開始が指定された日に、裁判所書記官は、収集した証拠物が裁判所の中にあることを確認し、裁判長は適切な時点でセッション開始を宣言する。

審理すべき訴訟事件が懲戒罰(*前掲、第655条)を科すことが請求される犯罪である場合、裁判長は被告人一人一人に、(犯罪)評価書で自己に帰せられた犯罪について有罪を認めるかどうか、また、物品の返還に、または、その(犯罪)評価書に記載された損害賠償額の支払いに対して民事上の責任があるかどうか尋ねる。

(本条の最終改訂。2009年)

第689条 訴訟において、検察官の(犯罪)評価とは別に、私人訴追人の別の評価またはこの種の告訴人によるさまざまな評価がある場合、被告人は、最も重い評価に従って、その犯罪について有罪を認めるかどうか尋ねられ、また、(犯罪)評価書に記載された最大金額により民事的責任があるかどうか問われる。

第690条 (犯罪)評価書の中で被告人に複数の犯罪の責めが科される場合は、それぞれの犯罪について同じ質問が行われる。

第691条 被告人が複数いる場合は、被告人のそれぞれは自己に帰される(犯罪への)関与について尋ねられる。

第692条 他のなんらかの者が(犯罪)評価において民事責任の責めを科されると、その者も裁判所に出廷し、その者に係わる評価の(起訴・求刑)陳述に同意するかどうかを表明する。

第693条 裁判長は前数条で述べた質問を明確かつ正確に行ない、確固とした答えを要求する。

第694条 訴訟で被告人が1人だけで、肯定的に答えた場合、裁判長は弁護人に口頭審理裁判を続行する必要があると考えるか尋ねる。弁護人が否定的に答えた場合、裁判所は第655条に規定された条件で判決を下すことになる。

第695条 刑事責任を認めるが、民事責任は認めない場合、または、後者を認めても(犯罪)評価書で定められた金額に同意しない場合、裁判所は裁判続行を命じる。ただし、後者の場合、討議と証拠調べは、(犯罪)評価書の(起訴・求刑)陳述に従って、被告人が認めていない民事上の責任に関連する事項に集中させられる。審理が終了すると、裁判所は判決を下すことになる。

第696条 被告人が(犯罪)評価書で責めを帰された犯罪について有罪を認めない

場合、または、その弁護人が裁判の続行が必要であると判断した場合、裁判は続行される。

第 697 条 同じ訴訟に複数の被告人がいる場合、全員が（犯罪）評価書で責めを帰される犯罪について有罪を認め、（起訴・求刑）陳述で彼らに示された（犯罪）関与を認める場合には、弁護人が裁判を継続する必要があると判断しない場合、第 694 条の規定が適用される。

被告人のいずれかが（犯罪）評価書で責めを帰される犯罪について有罪を認めない場合、または、弁護人が公判継続が必要であると判断した場合は、前条の規定に従って手続きされる。

不同意が民事責任のみに関するものである場合、裁判は第 695 条に定められた方法および目的で続行される。

第 698 条 被告人が裁判長の質問に答えることを望まない場合にも裁判は継続される。

第 699 条 予審において罪体（*注）の存在を明らかにすることができなかった場合で、犯罪が行なわれたならば罪体が存在せざるをえないときは、たとえ、被告人とその弁護人が同意したとしても、裁判は継続される。

（訳者注：cuerpo del delito（罪体）とは、犯罪の実行に用いられた対象または手段を意味する。犯罪構成事実（物））

第 700 条 被告人が（検察側の）（犯罪）評価書の（起訴・求刑）陳述に従って自らの責任を自白し、その弁護人が裁判を継続する必要はないと考えているが、民事責任のみを問われている者が裁判所に出廷していない場合、または、その陳述で（犯罪）評価書の民事責任に関する（起訴・求刑）陳述に同意しなかった場合、手続きは第 695 条の規定に従う。

出廷したにもかかわらず裁判長の質問に答えることを拒否する場合、自白したと宣言されると警告される。

拒否を続ける場合は自白したと宣言され、訴訟事件は第 694 条の規定に従って判決される。

被告人が、その刑事責任を自白した後で、民事責任について答弁を拒否した場合も同様となる。

第 2 節 証人尋問

第 701 条 被告人が起訴に同意していないため、または、苦痛を与える刑が求められる犯罪を扱っているため、裁判を続行しなければならない場合は、（裁判は）次のように手続きされる。

予審開始の根拠となった事実、および、予審が開始された日が、また、被告人が拘

禁されているか、保釈保証金付き／なしの仮釈放されているか表明して、説明される。

(犯罪) 評価書および適時に出頭した専門家および証人のリストが、提出されて認められた証拠に言及して、読み上げられる。

続いて、証拠調べ手続きの実行、および、証人尋問に移る。最初は検察庁が提出した証拠、次に他の訴追者提出の証拠、そして、最後に被告人提出の証拠で行われる。各当事者の証拠調べは、関連する(犯罪)評価書で証拠が提出された順序で行われる。証人は、名簿に名前が記載されている順に尋問される。

しかしながら、裁判長は、事実のより明確な解明または真実のより確実な発見のために適切と考える場合、当事者の請求により、さらには、職権でこの順序を変更できる。

(本条の最終改訂。2009年)

第702条 第410条から第412条までの規定に従って、陳述する義務があるすべての者は、裁判所に出頭して陳述を行う。唯一の例外は第412条第1項に記載される者で、これらの者は、書面で陳述できる。

第703条 前条の規定にかかわらず、第412条第2項に記載される者がその職務上、問題となっている事実を知っていた場合には、書面による報告でこれを提供でき、その報告書は、他の証人の尋問に移る直前に読まれる。

上記にかかわらず、第412条第3項および第5項に規定する場合、同各項が言及する者の証人としての呼出しは、その職務の適切な遂行を妨げない方法で行われる。

(本条の最終改訂。2021年)

第703条の2 予審の段階で、第449条の2およびそれ以下の条の規定を適用して、ある証人の陳述が事前設定証拠(*prueba preconstituida)として実行されたときは、利害関係人の請求で、審問において、第730条第2項に従って、審問にその証人の出廷を必要とせず、視聴覚録音・録画の再生に移行する。

第449条の3規定の場合は、司法当局は、例外的に、裁判行為に(同条規定の)証人の出廷を、当事者のなんらかの者が関心を持ち、理由付き裁定で必要と考えられる場合、取り決めることができる。証人が障害者であるときは、視聴覚録音・録画は(その者が)アクセスできる機能を備えることが保証される。

いずれにしても、訴訟を担当する司法当局は、当事者の請求により、審問へのその者の出廷を、事前設定証拠が第449条の2に規定される要件を満たさなくて、当事者のなんらかの者に無防備を引き起こす場合、取り決めることができる。

(訳者注: prueba preconstituida とは、口頭審理裁判の開始前に存在する証拠で、裁判でいかなる時点でも修正を受け得る証拠である。刑事訴訟では、口頭審理裁判で実行できないので、予審段階で実行される証拠調べである。)

第 704 条 口頭審理裁判で陳述しなければならない証人は、陳述するよう呼び出されるまで（裁判所の）ある場所内に、すでに陳述した者や他の者とコミュニケーションをとることなく、留まる。

第 705 条 裁判長は、第 701 条規定の順番で証人を 1 人ずつ陳述するため入廷するよう命じる。

第 706 条 14 歳以上の証人が出廷すると、裁判長は第 434 条に定められた方法で宣誓を受ける。

第 707 条 第 416 条、第 417 条および第 418 条に、それぞれのケースで規定されている者を除き、すべての証人は、質問されたことについて知っているすべてを陳述する義務を負う。

第 703 条の 2 に規定するケースを除き、18 歳未満の未成年者または特別な保護を必要とする障害者が出廷しなければならないとき、その陳述は、訴訟の展開または証拠調べから生じる可能性のある危害を防止または軽減するために必要な場合、被告人との視覚的な遭遇を避けて、行われる。この目的のために、アクセスできる通信技術を使用して証人が法廷にいなくても尋問され得ることを含む証拠調べの実行を可能にするあらゆる技術的手段を使用できる。

これらの措置は、被害者の陳述（行為）にも、その者の最初またはその後の（状況）評価からこれらの保護措置の必要性が生じるとき、適用される。

（本条の最終改訂。2021 年）

第 708 条 裁判長は証人に第 436 条第 1 段に規定される状況について質問し、その後、証人を呼び出した側が適切と思う質問をすることができる。その他の当事者も、その回答に照らして適切と判断する質問をすることができる。

裁判長は、自ら、または、いかなる裁判所メンバーの指摘により、陳述対象事実を明らかにするために適切と思われる質問を証人に行うことができる。

第 709 条 裁判長は、揚げ足とりの、誘導的または不適切な尋問や反対尋問に証人が答えることを許可しない。

裁判長は、裁判されている犯罪行為に関係のない私生活、特に、性的プライバシーについて被害者になされる不必要な質問を防ぐ措置を講じることができる。ただし、例外的に、また、事件の特殊な状況を考慮して、裁判長が、適切で必要と判断する場合を除く。これらの質問がなされた場合、裁判長はそれらに答えることを許可しない。

関連する抗議がただちに行われた場合、この点に関する裁定に対して、時期を見て、破棄請求を提起できる。

この場合、裁判長が答弁を禁じた尋問や反対尋問は裁判所調書に記録される。

(本条の最終改訂。2022年)

第710条 証人は自分の発言の根拠を示す。また、参照する場合は、情報の出所を、その情報を通報した者をその名と姓でまたは知られている特徴で示して、明らかにする。

第711条 聾啞者である証人、または、スペイン語を知らない証人は、第440条、第441条第1段および第442条に規定される方法で尋問される。

第712条 当事者は、証人に対し、犯罪の道具または物品あるいはその他の証拠物を認知するよう要求できる。

第713条 証人と被告人または証人同士の対峙（尋問）(careos)においては、裁判長は侮辱や脅迫が行なわれることを許さない。この（尋問）措置は対峙者が互いに責任を向け合うことに、また、合意に達する、また、真実を発見するために適切と思う意見を述べることに限定される。

未成年である証人との対峙（尋問）は行われぬ。ただし、裁判官または裁判所が、専門家の事前報告を得て、これが不可欠であり、当該証人の利益を害しないと判断する場合を除く。

(本条の最終改訂。1999年)

第714条 口頭審理裁判における証人の陳述が予審でなした陳述と実質的部分で一致しない場合、当事者のいずれも、後者の（陳述の）朗読を要求できる。

読み終わると、裁判長は証人にその陳述の間に見られる相違点や矛盾点を説明するよう求める。

第715条 予審で陳述した証人が口頭審理裁判でも同じ事実について陳述する場合で、当該裁判で虚偽証言が行われた場合、虚偽証言罪の被疑者としてその者に訴訟提起するよう命じる余地がある。

前段に規定された場合以外、刑法の規定に従って、証人に（証人が陥る）責任を要求できる場合がある。

第716条 陳述を拒否した証人は200～5,000ユーロの罰金刑に陥り、即時に科せられる。

それにもかかわらず、拒否し続ける場合、当局に対する重大な不服従罪の犯人としてその者に（刑事）訴訟が提起される。

(本条の最終改訂。2002年)

第 717 条 当局および司法警察官の陳述は証拠陳述(*declaración testifical)としての価値を有し、合理的な基準の規則に従って証拠陳述として評価される。

(訳者注: declaración testifical (証拠陳述) とは、犯罪行為が行なわれたことを知る犯人以外の自然人がなす陳述で、予審裁判官の前で捜査行為の資格で、または、口頭審理裁判で証拠の資格でなされた陳述であると解される。)

第 718 条 証人が、出廷することが不可能なため出廷せず、裁判所がその者の陳述が裁判の成功に重要であると判断した場合、裁判長は、裁判所職員の一人を、証人が裁判が行われる地域に住んでいる場合、当事者がその住居に赴いて適切と思われる質問をすることができるように、指名する。

裁判所書記官は報告メモを作成し、証人に対する尋問と反対尋問、その者の回答、および行為中に発生した出来事を記録する。

第 719 条 (裁判所の) セッションに参集できない証人がセッションが開催される場所に居住していない場合、裁判所書記官は、本款に含まれる規定に従って、対応する裁判官による尋問が受けられるよう共助囑託書を発行する。

当事者が共助囑託書に書面による尋問または反対尋問を記載することを希望する場合、裁判長は、内容が揚げ足取り、誘導的または不適切でない場合、それに同意する。

(本条の最終改訂。2009 年)

第 720 条 前数条の規定は、裁判所が証人に対し、審理が行われている場所以外の特定の場所で陳述またはなんらかの認知を行うよう命じる場合にも適用される。

第 721 条 前 3 条の場合において、何らかの質問が揚げ足取り、誘導的または不適切であるとして却下された場合、第 709 条に規定される方法で破棄請求を準備することができる。

第 722 条 裁判所に陳述するために出廷した証人は、(補償) 請求をすれば補償を受ける権利を有する。

裁判所書記官は、旅費および出廷したために証人が失った労働日数のみを考慮して、(書記官) 決定を通して、これを設定する。

(本条の最終改訂。2009 年)

第 3 款 専門家の報告

第 723 条 専門家は、第 468 条、第 469 条および第 470 条に規定される理由および方法で忌避を申立てられ得る。

忌避事件の審理は、当事者が提出した(忌避) 証拠の受理からセッションの開始ま

での時間内に行われる。

第 724 条 忌避を申立てられていない（複数）専門家は、同じ事実について陳述しなければならない場合には、一緒に尋問を受ける、また、当事者から向けられる尋問および反対尋問に答える。

第 725 条 回答するためになんらかの調査を行う必要があると考える場合、可能であれば直ちに同じ審理の場所で調査を行う。

そうでない場合、専門家が調査している間に他の証拠調べができないと、セッションは必要な時間中断される。

第 4 款 書証および目視調査

第 726 条 裁判所は、自身で、事実の解明または真実のより確実な捜査に貢献する可能性のある帳簿、書類、書面およびその他の証拠物を調査する。

第 727 条 セッション前に実行されなかった目視調査の証拠調べについては、調査すべき場所が県都にある場合、法廷は当事者ととともにそこへ行き、裁判所書記官は調査された場所または物を表示する報告メモを作成し、当事者の意見および発生したその他の出来事を記載する。

場所が県都以外の場合、当事者は裁判長が任命した裁判所職員とともにそこへ赴き、前段に定められた方法で調査手続きが行われる。

その他のすべてについては、必要な限り、第 2 編第 5 章第 1 節の規定が適用される。

第 5 款 前 4 款に共通する規定

第 728 条 当事者が提案した以外のいかなる証拠調べは実行できず、また、提出されたリストに含まれている証人以外の証人を尋問することはできない。

第 729 条 前条の規定から次の場合を除く：

1. 裁判長が、職権で、または、当事者のいずれかの請求により取り決めた、証人同士の、または被告人との、または、被告人同士の対峙（尋問）（careos）。
2. （犯罪）評価書の対象となった事実のなんらかの確認のために裁判所が必要と考える、いずれの当事者からも提案されていない証拠調べ。
3. 裁判所が許容できるとみなした場合、ある証人の陳述の証明価値に影響を与える可能性のあるなんらかの状況を証明するために当事者が即座に提供するあらゆる種類の証拠調べ。

第 730 条 ① 当事者の意思から独立した理由によって口頭審理裁判では再現する

ことができない予審で実行された（証拠調べ）手続きは、当事者のいずれかの請求により朗読でき、または、再現することができる。

② 当事者のいずれかの請求により、予審の段階において第 449 条の 2 の規定に従って事前設定証拠として採取された被害者または証人の陳述の視聴覚録音・録画を再生できる。

（本条の最終改訂。2021 年）

第 731 条 裁判所は、仮釈放中の被告人が開廷から判決が下されるまで行方不明になったり、出廷しなくなったりすることを防ぐために必要な措置を講じる。

第 731 条の 2 裁判所は、職権で、または、当事者の請求により、実務上の、安全または公的秩序の理由により、また、被告人、証人、専門家として、または、その他の地位で、あらゆる種類の刑事手続きに介入しなければならない者の出廷が、負担が大きく、または、有害である場合、特に未成年者が関係する場合、司法機関組織法第 229 条第 3 項の規定に従って、その者の（陳述）行為がビデオ会議または画像・音声の双方向同時通信を可能にする他の同様のシステムを介して行われるよう取り決めることができる。

（本条の新設。2003 年）（本条の最終改訂。2006 年）

第 4 節 起訴、弁護および判決

第 732 条 証拠調べが実施された後、当事者はその（犯罪）評価書の（起訴・求刑）陳述を修正できる。

この場合、書面で新たな（起訴・求刑）陳述を表明し、それを裁判長に提出する。

（起訴・求刑）陳述は、第 653 条の規定に従って代替形式で表明できる。

第 733 条 証拠調べの結果から判断して、裁判対象の（犯罪）行為が明らかに誤って評価されたと裁判所が認識した場合、裁判長は次の（定型）文言を使用できる。

「裁判所は、検察側と弁護側の（起訴・求刑、答弁）陳述について終局判決を予断すると見られることなく、検察官および被告人の弁護人（当事者が複数いる場合は当事者の弁護人）に対し、以下の点について説明することを望む、つまり、裁判されている行為は・・・犯罪を構成するかどうか、または、刑法・・・条の・・・項に記載された責任の免除事情が存在するかどうか。」

裁判所がその裁量で持って行使するこの例外的な権能は、当事者の請求によってのみ起訴できる犯罪の訴訟には適用されず、また、刑の軽減と加重事情、および、裁判の目的である公犯罪（*注）の実行への被告人一人一人の参加についての評価に関して（犯罪）評価書でなされた可能性のある誤りにも適用されない。

検察官または当事者の弁護人が、裁判長提案の問題について議論する準備が十分に整っていないことを示した場合、セッションは翌日まで中断される。

（*注：職権で訴追できる犯罪。）

第 734 条 弁論の時が来ると、裁判長は検察官（訴訟の当事者である場合）に発言を求め、その後、私人訴追人の弁護人（存在する場合）に発言を求める。

これらの者は弁論の中で、裁判で証明されたと考える事実、その法的評価、被告人のそれら行為への加担、被告人や他の者が負った民事責任、その対象となる物、または、弁論者またはその被代理者が民事訴権を行使する場合に（対象物が）評価されるべき金額を表示する。

第 735 条 その後、裁判長は、民事原告（いる場合）の弁護人に発言を求める、弁護人はその弁論を民事責任に関する点に限定する。

第 736 条 その直後に被告人の弁護人に発言を求める、それらの後に、民事責任を負う者の弁護人に、被告人と共に一人の弁護人によって弁護されない場合は、発言を求める。

第 737 条 当事者の弁護人の弁論は、終局的に表明された（起訴・求刑、答弁）陳述に、および、場合によって、第 733 条の規定に従って裁判所が提案した問題に適合する。

第 738 条 これらの弁論の後は、当事者は事実と見解を修正することのみ許可される。

第 739 条 検察側と弁護側の弁論が終わると、裁判長は被告人に対し裁判所に表明すべきことがあるかどうか尋ねる。

裁判長は、「ある」と答えた者に、発言を求める。

裁判長は、被告人が発言する際、善良な道徳に違反したりしないように、また、裁判所への正当な敬意およびすべての者たちへの配慮を欠いたりしないように、また、適切なことを遵守するように努める、場合によって、被告人に発言を止めさせる。

第 740 条 当事者と被告人の弁護人が弁論を行った後、場合によって、裁判長は判決に向けて裁判は終了したと宣言する。

第 741 条 裁判所は、裁判で実行された証拠調べ、検察側および弁護側が提示した理由、および、被告人自身の陳述を、その良心に従って評価し、本法で定められた期間内に判決を下す。

裁判所が、犯罪の評価のため、または、刑罰を科すために、刑法が付与する自由裁量を使用するときはいつでも、裁判所は、刑法の適用条文が考慮すべきと求める（判決の）決定要素 (elementos de juicio) を考慮したかどうかを明らかにしなければな

らない。

第 742 条 判決では、主たる犯罪およびその牽連罪によってだけでなく、裁判で審理された付帯的軽罪にもよって、被告人を有罪に、または、無罪にして、裁判の対象となったすべての事項について裁定する。しかし、有罪とすべきでないとする被告に関する事項については、この段階では（訴訟の）却下の方式は使用できない。

判決では、裁判の対象となった民事責任に関するすべての問題も裁定される。

第 635 条第 5 段の規定内に表示される利益に対する重大な危険を、その性質上、伴う証拠物の行き先に関する同条同段の規定は、無罪判決にも適用される。

裁判所書記官は、たとえ訴訟の当事者でなかったとしても、犯罪によって被害を受けた者に書面で判決を通知する。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 743 条 ① 口頭審理裁判のセッションの展開は、音声および映像の録音・録画および再生に適した媒体に記録される。裁判所書記官は記録媒体としての電子文書を保管しなければならない。当事者は、自己の費用負担で元の録音・録画のコピーを要求できる。

② 必要な技術的手段が利用可能である限り、裁判所書記官は、認められた電子署名または法律に基づいてそのような保証を提供するその他のセキュリティシステムを使用して、録音・録画または再生されたものの真正性と完全性を保証する。この場合、審問の実施は裁判所書記官の在廷を必要としない。ただし、当事者が審問が開催される少なくとも 2 日前までに（在廷を）要請した場合、または、事案の複雑さ、実施される証拠調べの数と性質、出廷者の数、記録できない事件が起こる可能性、あるいは、それを正当化するような同様に例外的な状況の発生を考慮して、例外的に裁判所書記官が（在廷を）必要と判断した場合を除く。この場合、裁判所書記官は次項に規定する条件に基づいて簡潔な調書を作成する。

③ 前項に規定された保証メカニズムを使用できない場合、裁判所書記官は、少なくとも次のデータを調書に記載する：裁判手続きの番号と種類、（審問）開催された場所と日付、開催時間、出席した者、当事者の請求と提案、証拠が提出された場合には、証拠調べにおける適切性の宣言と順番、裁判官または裁判所が下した裁定、そして、当該媒体に記録できなかった状況や付帯的出来事。

④ 本条に規定される記録手段が何らかの理由で使用できない場合、裁判所書記官は、実施された証拠調べの基本的内容、発生した付帯的出来事および請求並びに採用された裁定を含む各セッションの調書を、必要な範囲および詳細さで、作成する。

⑤ 本条第 3 項および第 4 項に規定する調書は、コンピュータ化された方法で作成される。（訴訟）行為がなされる法廷にコンピュータ化手段がない場合を除き、手書きで作成することはできない。これらの（手段がない）場合、セッションの終了時に裁判所書記官が調書を読み、当事者が適切と判断する場合には、当事者が要求する修正を加える。この調書には、裁判長、裁判所メンバー、検察官および当事者の弁護人が署名する。

（本条の最終改訂。2009 年）

第5節 口頭審理裁判の中断

第744条 口頭審理裁判が開始されると、その終了まで必要なだけ連続する全セッションの間で継続する。

第745条 前条の規定にかかわらず、当事者が自己の意思の及ばない原因により、それぞれの（犯罪）評価書で申し出た証拠を準備していない場合、裁判長はセッションの開催を中断できる。

第746条 口頭審理裁判の中断は、以下の場合にも行なわれる：

1. 裁判所が、討議中に、根拠ある事由により即座に判断できないなんらかの付帯的事件を裁定しなければならないとき。
2. 本法に従って、裁判所またはその構成員がセッションが開催される場所以外でなんらかの手続きを実施しなければならない場合で、セッションとセッションの間の時間内に実施できないとき。
3. 当事者が申し出た検察側証人および弁護側証人が出廷しない場合で、裁判所がそれらの者の陳述が必要と考えるとき。

それにも関わらず、この場合、裁判所は裁判の続行と他の証拠調べの実行を取り決めることができる、そして、それらが完了すると、不出廷証人が出廷するまで中断する。

証人の不出廷が第718条に規定された理由による場合、同条およびその次の2条に規定されるように手続きされる。

4. 裁判所のなんらかの構成員、または、当事者のいずれかの弁護人が、突然裁判に参加し続けることができないほどの病気になったとき、そして、被告人の弁護に重大な不利益を与えることなく弁護人が交代できないとき。

当事者の弁護人に関する本号の規定は、検察官にも適用される。

2. なんらかの被告人が前号の場合に該当し、裁判に出廷できない状態にあるとき。
この理由による中断は、患者を診察するために職権で任命された医師の意見を聞いた後にのみ取り決められる。

3. 予期せぬ暴露や撤回により裁判に重大な変更が生じ、新たな証拠またはなんらかの補完的取り調べが必要になった場合。

人的に呼び出された被告人のなんらかの者の病気や不出廷を理由に裁判は中断されない。ただし、裁判所が当事者の意見を聞き、決定の理由を公判調書に記載した上で、独立して裁判する相当な要素があると判断することを条件とする。

被告人が法人である場合、本法第786条の2の規定が適用される。

（本条の最終改訂。2023年）

第747条 前条の第1号、2号、4号および5号の場合、裁判所は職権で中断を宣言

できる。それ以外の場合は、当事者の請求により、適切である場合、(中断を) 宣言する。

第 748 条 下された中断の(裁判所) 決定では、可能であれば中断時間を設定し、また、裁判継続に必要なことを定める。

これらの決定に対して不服申立てすることはできない。

第 749 条 第 746 条の第 4 号および第 5 号に規定されるケースにより、裁判が無期限または長期間中断されなければならない場合、開催された裁判の一部は無効と宣言される。

裁判所は、第 6 号の場合でも、証拠物の準備または補完的取り調べの準備に時間がかかる場合には、中断を取り決めることができる。

どちらの場合でも、裁判所書記官は、中断の原因が消滅するとき、または、後任者が交代できるときに、新たな裁判の日を指定する。

(本条の最終改訂。2009 年)